

よくあるお問い合わせ

Q 1：市外（本籍も市外）の方が、市内に住んで亡くなった方の遺骨を埋蔵するために申請できますか。

A 1：申請資格に該当しませんので申請できません。

Q 2：市で供養祭を行いますか。

A 2：宗教を問わず合葬する公共施設のため、市では行いません。ただし、個人で行うことは可能です。ただし、納骨室への入室はできないので、参拝所等で行ってください。

Q 3：埋蔵等の際に僧侶や神主の立会いは可能ですか。

A 3：可能です。

Q 4：参拝所で準備されているものはありますか。

A 4：線香皿、献花台があります。

Q 5：献花台等に食べ物や飲み物をお供えしてもよいですか。

A 5：参拝中はお供えしてもよいですが、参拝後はお持ち帰りください。（カラス等の被害があるため）

Q 6：納骨壇に骨壺を収蔵する際、位牌等の副葬品も入れられますか。

A 6：焼骨が入った骨壺（骨壺が入っている骨箱も可）のみとなります。副葬品はご遠慮ください。

Q 7：自宅で保管している遺骨の埋蔵許可証を紛失した場合、どうしたらよいですか。

A 7：埋蔵してしていない遺骨であるため、埋蔵許可証の再発行ができます。火葬した市町村（中野市の場合は市民課）へお問い合わせください。

Q 8：中野市民霊園の聖地を返還するにあたり、合葬式墓地を使用したい。合葬式墓地の使用料は安くなりますか。

A 8：聖地の原状復旧等した場合に、聖地使用料の一部を返還しているため安くなりません。

Q 9：納骨壇の場所を選ぶことはできますか。

A 9：納骨壇の場所は市で指定するため選ぶことはできません。

Q10：生前申込をし、立会人が先に死亡してしまった場合は。

A10：立会人の変更となりますので、「中野市霊園合葬式墓地立会人選定（変更）届」を市に提出してください。

Q11：個別埋蔵場所に収蔵したが 20 年後を忘れてしまいそうである。又は共同埋蔵の許可があったことを忘れてしまいそうである。

A11：使用期間等を記載した確認書を毎年 1 回郵送で送付しますので、そちらで確認をお願いします。

Q12：合葬式墓地許可書を市へ返還した場合、使用料は還付されるか。

A12：未使用の場合で許可を受けた日から 5 年以内の場合は、使用料の 3 分の 1 を還付します。